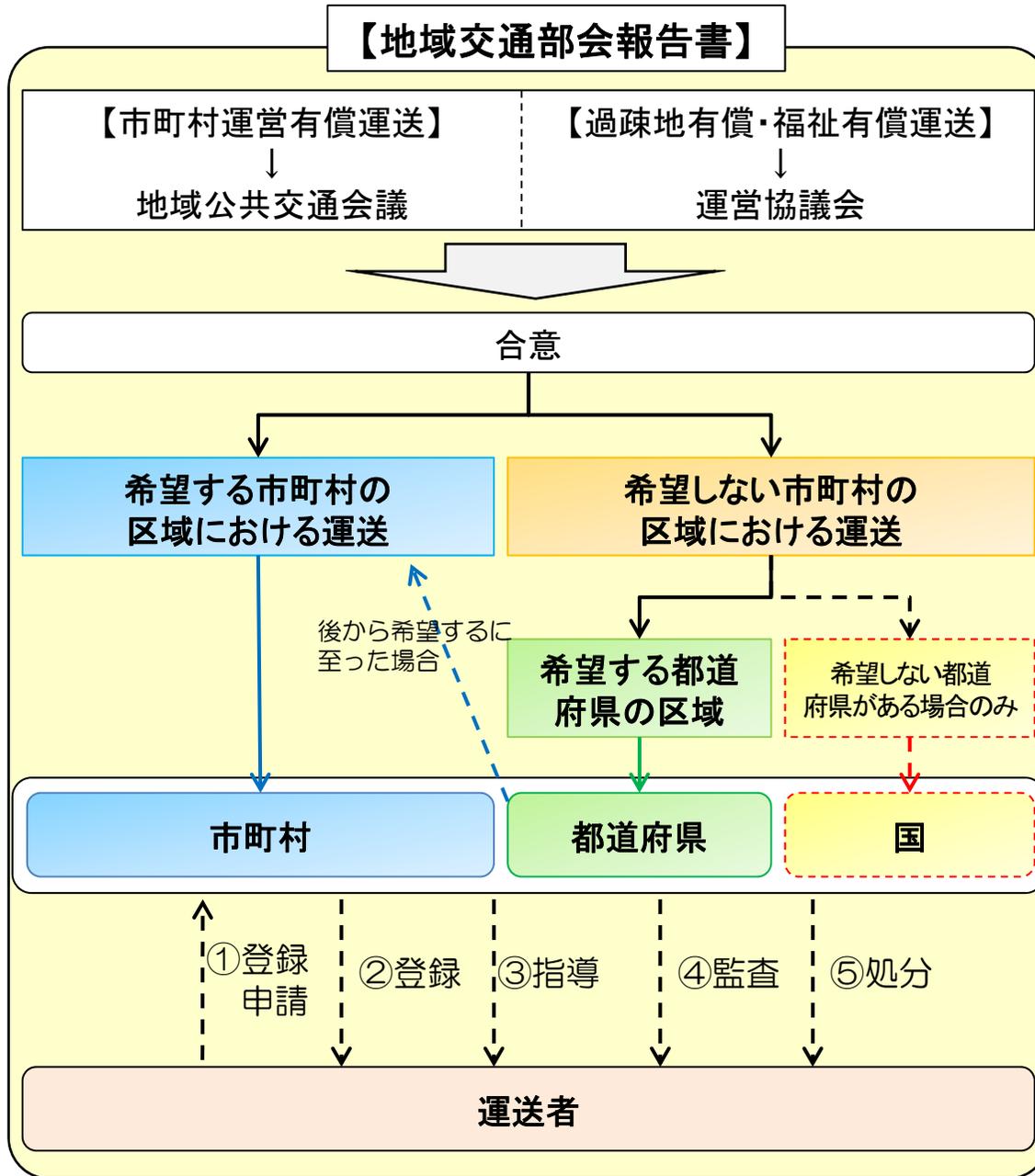


検討事項(案)に係る具体的方策



- 「希望する」市町村等の法的枠組みをどのように整理するか。(例：一定の客観的要件により規定、等)
 - 移譲された事務は、自治事務と整理するか、それとも法定受託事務と整理するか。
 - 複数の市町村を運送の区域とする場合の登録実施主体をどのように整理するか(例：主たる路線の存する区域の市町村、等)
 - 輸送の安全確保及び利用者保護を図るための適切な執行体制の整備、国と市町村等との連携及び国による支援をどのように担保するか(例：地方自治法上の助言又は勧告 等)
- ※地方自治法上、自治事務に対しては、助言又は勧告、資料の提出の要求、是正の要求が許容されている。

【自家用有償旅客運送に係る事務・権限】

事務・権限	条項	概要
登録	第79条	自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣(以下「大臣」という。)の登録を受けなければならない
登録の実施	第79条の3	大臣は、登録申請に対して第79条の4に規定する場合にあって登録を拒否する場合以外は、登録簿に登録しなければならない
登録の拒否	第79条の4	運営協議会等で必要性についての合意がない場合や、運送を行う者として不適格な者については、大臣は登録を拒否しなければならない
有効期間の更新の登録	第79条の6	登録の有効期間(無事故等の場合は3年、それ以外は2年)を更新する場合は、大臣の更新登録を受けなければならない
変更登録等	第79条の7第1項	登録事項に変更があった場合は、大臣の変更登録を受けなければならない
変更登録等	第79条の7第3項	上記のうち軽微な事項については、大臣に届出をしなければならない
変更登録等	第79条の7第4項	大臣は前項の届出内容を登録簿に登録しなければならない
輸送の安全及び旅客の利便の確保	第79条の9第2項	大臣は、運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、是正措置命令ができる
事故の報告	第79条の10	運送者は事故があったときは大臣に届け出なければならない
業務の廃止	第79条の11	運送者は業務を廃止したときは30日以内に大臣に届け出なければならない
業務の停止及び登録の取消し	第79条の12	大臣は、運営協議会の合意が解除されたときや不正手段により運送者が登録を受けていた場合等については、業務の全部若しくは一部の停止命令又は登録取消ができる
登録の抹消	第79条の13	大臣は、登録有効期間が満了したとき、業務廃止届出があったとき、登録取消処分をしたときは登録を抹消しなければならない
報告、検査及び調査	第94条第1項、第3項、第5項、第6項	大臣は法律の施行に必要な限度において報告、検査、立入調査等ができる

※□色セルは登録手続き系の事務、■色セルは監査・処分系の事務

【法定受託事務のメルクマール】

地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)

1. 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務
2. 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ①国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務
 - ②広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務
 - ③環境保全のために国が設定した環境の基準及び規制の基準を補完する事務
 - ④信用秩序に重大な影響を及ぼす金融機関等の監督等に関する事務
 - ⑤医薬品等の製造の規制に関する事務
 - ⑥麻薬等の取締りに関する事務
3. 全国単一の制度又は全国一律の基準により行う給付金の支給等に関する事務で以下に掲げるもの
 - ①生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務
 - ②全国単一の制度として、国が拠出を求め運営する保険及び給付金の支給等に関する事務
 - ③国が行う国家補償給付等に関する事務
4. 広域にわたり国民に健康被害が生じること等を防止するために行う伝染病のまん延防止や医薬品等の流通等の取締りに関する事務
 - ①法定の伝染病のまん延防止に関する事務
 - ②公衆衛生上、重大な影響を及ぼすおそれのある医薬品等の全国的な流通の取締りに関する事務
5. 精神障害者等に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務
6. 国が行う災害救助に関する事務
7. 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの
8. 国際協定等との関連に加え、制度全体にわたる見直しが近く予定されている事務

趣 旨

財務状況を含め執行体制上の懸念などから事務・権限の移譲を希望しない市町村が出てくることも考えられる。このため、移譲を受けやすくするための環境整備を国(国土交通省)が行い、移譲の促進を図ることが必要である。
また、国(国土交通省)は、これまで蓄積した専門的な知見やノウハウはもとより、輸送の安全確保を担う責任に対する考え方なども含めて的確に継承するために必要な措置を講ずる必要がある。

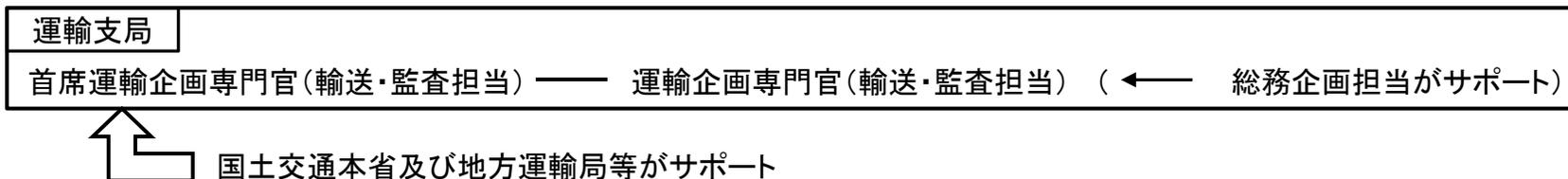
地方運輸局による環境整備及び支援の取組みの考え方

内 容

- 事務処理に関する知見、ノウハウ等の継承
 - ・ 登録、指導等の事務処理、組織体制の構築等の知見、ノウハウの継承 等
- 運営協議会等の円滑な運営に向けた運用指導
 - ・ 関係法令、通達等の解釈の周知
 - ・ ローカルルール of 改善指導
 - ・ 地域の交通ネットワークとのマッチングのための調整手法の共有 等
- 輸送の安全確保に係る専門的な知見を有する人材育成のための支援
 - ・ 監査等の的確な実施に関する講習、セミナー等の実施 等

体 制

- 都道府県単位で設置されている各運輸支局において体制を整備



検討すべき項目	現行の運用ルール	緩和の方向性	検討のポイント
<p>実施主体の弾力化</p>	<p>市町村・NPOのほか、道路運送法施行規則により「一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所及び商工会」に限定。</p>	<p>法人格がない団体についても自家用有償旅客運送を実施できることとしてはどうか。</p>	<p>○採算が確保でき、事業として成立する場合にあっては、道路運送事業として厳格な安全規制等に従う義務があることとの関係で、事業として収益を追求する団体とならないことや、団体としてガバナンスが適切に確保されていることをどのように担保すべきか。</p>
<p>旅客の範囲の拡大</p>	<p>道路運送法施行規則により、それぞれの種別に応じて以下のとおり限定。</p> <p>[市町村運営有償運送(交通空白輸送)] ・当該区域内の住民</p> <p>[過疎地有償運送] ・当該区域内の住民その親族その他日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって名簿に記載されている者及びその同伴者</p> <p>[福祉有償運送] ・他人の介助によらずに移動することが困難かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な者であって名簿に記載されている者及びその付添人</p>	<p>いずれの種別についても、観光客を含む地域外からの訪問者も対象として運送できることとしてはどうか。</p>	<p>○地域外からの訪問者のような不特定多数に対して道路運送事業としての厳格な安全規制等の下に置かれていない運送が提供されることをどのように考えるべきか。</p> <p>○道路運送事業の提供が客観的に困難な場合において、地域外からの訪問者の足をどのように確保すべきか。</p>

検討すべき項目	現行の運用方法	改善の方向性	検討のポイント
<p>運送の対価に関する基準の合理化</p>	<p>当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内を目安とする。(「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについて(平成18.9.15国自旅第144号)」)</p>	<p>1/2を上回っていても、実費の範囲内であり、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であれば設定可能であることについて、周知徹底を図るべきではないか。</p>	<p>○道路運送法及び同法施行規則の的確な解釈及び運用がなされるよう、地方運輸局及び運輸支局において市町村等とも連携してどのように周知徹底を図るべきか。 ○「営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内」とは、事後的にどのように判断できるのか。</p>
<p>運営協議会における協議・合意のあり方の合理化</p>	<p>法令により合意を要する事項は「運送の必要性、運送の区域、収受する対価」の3つのみ。</p>	<p>左記について改めて周知徹底すべきではないか。</p>	
	<p>運営協議会等での議決の方法(多数決、全会一致等)について定めていない。</p>	<p>議決の方法についてはルールを定めておらず、条例で定めることも含めて市町村等にゆだねられており、その旨を周知徹底すべきではないか。</p>	
	<p>国の法令等では定めていない不合理なローカルルールが多くみられる。</p>	<p>不合理なローカルルールの是正に向けた取組が促進されるよう、引き続き積極的な働きかけを行うべきではないか。</p>	